千葉県外の医療機関等で妊婦健診を受ける方へ

銚子市に住民登録されている方が、里帰り等のため千葉県外の医療機関等で妊婦一般健康診査を受ける場合は、事前に健康づくり課へご連絡ください。(千葉県以外の医療機関等では「医療機関委託妊婦健康診査受診票(別冊)」が使用できません。)

1 健康づくり課へ下記事項をお知らせください。

- ① 妊婦健診を受ける方の氏名、生年月日、住所、電話番号(日中連絡先)
- ② 里帰り等で受診する県外の医療機関等の名称、住所、電話番号
- ③ 受診予定年月日(決まっている場合)

2 医療機関等へ確認後、健康づくり課からご連絡します。

- ・ 契約ができる場合 … 妊娠届出時にお渡しした「医療機関委託妊婦健康 診査受診票(別冊)」が、里帰り等で受診する県外 の医療機関等で使用できます。
- ・ 契約ができない場合 … 別紙「妊婦一般健康診査費助成制度〜償還払い(払い戻し)について〜」をご覧ください。

その他、ご不明な点等がございましたら、下記担当までご連絡ください。



【 問い合わせ先 】

銚子市健康づくり課 (妊婦健診事務担当) 〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4-8 銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城 内 TEL:0479-24-8070 (直通)

(月~金 8:30 ~ 17:15) ※ 祝日、年末年始を除く

妊婦一般健康診査費助成制度 ~償還払い(払い戻し)について~

この制度は、銚子市に住民登録されている方が里帰り等のため県外の医療機関等で 妊婦一般健康診査を受ける際に「医療機関委託妊婦健康診査受診票(別冊)」が使用で きない医療機関等で支払った費用を償還払い(払い戻し)するものです。

助成金交付申請の手続き方法は、次のとおりです。

- 1 申請期間 最後に妊婦健診を受けた日から1年以内 (受診日が複数ある場合は、一括で申請をしてください)
- 2 申請書提出先 銚子市健康づくり課 妊婦健診償還払い担当 (〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4番地の8)
- 3 申請に必要なもの
 - ① 好婦一般健康診查費助成金交付申請書
 - ② 申請者の印かん (スタンプ印は不可)
 - ③ 医療機関等で発行された領収証の原本 (受診日や受診内容、金額等が記載されたものもあわせて添付してください)
 - ④ 母子健康手帳 (代理の方が申請する場合などで母子健康手帳の持参が難しい場合は、表紙、出生 届出済証明、妊娠中の経過、検査の記録のページの写しを持参してください)
 - ⑤ 未使用分の医療機関委託妊婦健康診査受診票(別冊)
 - ⑥ 振込先の預金通帳の写し(金融機関名、支店名または店番号、口座番号、口座名義人がわかる部分の写し)※インターネットバンキング専用の口座は、使用できません。
- 4 支給方法 申請書に記載の口座に振り込みます。
- 5 助成額について

償還払いの上限金額は、「医療機関委託妊婦健康診査受診票(別冊)」を使用して受診した場合と同額となります。

